

木造住宅無料簡易耐震診断 のご案内

遠軽町では、木造住宅の無料簡易耐震診断を実施しています。

まずは、お住いの住宅の耐震性がどの程度なのか、安全性を確認してみましょう。

《遠軽町経済部建設課》

簡易耐震診断方法

- 建築確認申請書などの住宅の図面と申請者からの聞き取り調査により、一般財団法人日本建築防災協会の「一般診断法による診断プログラム」を使用して行う耐震診断です。建物の耐震性が数値として評価され、その数値から耐震性について4段階の判定が行われます。

対象となる住宅

- 木造で平屋又は2階建て（軸組工法・枠組壁工法）
- 延べ床面積が500㎡以下
- 遠軽町内に建っている

ご用意いただくもの

- 「木造住宅無料簡易耐震診断申込書」及び「老朽度の調査部位と診断項目」
※様式は、担当窓口及び町ホームページで入手できます。
- 住宅の図面（仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋交い等の位置及び仕様のわかるもの）又は建築確認申請書
- 診断結果を郵送でご希望される方は、切手を貼った宛名の記入がある返信用封筒をご用意ください。

申し込み

- 「木造住宅簡易耐震診断申込書」及び「老朽度の調査部位と診断項目」に必要事項を記入して、担当窓口まで提出してください。また、上記ご用意いただくものを添付してください。
※受付時には、住宅の劣化状況、地盤の状況などについて聞き取りします。
※診断の期間は、およそ2週間程度ですが、前後することがあります。
※図面がない場合は、診断に必要な情報が得られませんので、診断をお受けすることができません。

受付期間

- 町の開庁日に随時受け付けます。
事前に担当係までお電話にてご連絡をお願いします。

診断の結果

- 耐震診断の結果については、報告書を作成しお渡しします。
- 現地調査は行いませんので、住宅の耐震性の判断の目安としてお考え下さい。
- 診断結果を踏まえ耐震改修をする場合は、改めて専門家による現地調査を行い、耐震診断を別途行うようお願いいたします。

その他注意事項

- 工業化住宅など、耐震プログラムを使用できない工法で建てられている場合は利用することができません。
- 複雑な形状の建物の場合は、診断できない場合があります。

○木造住宅の耐震性を高めるポイント

□壁の補強・増設とバランス

- ・筋かいを均等に入れたり、構造用合板を張るなどの補強によって壁の構造を強くする。
- ・壁の量を東西南北釣り合いよく配置する。

□接合部の補強

- ・柱・梁・筋かいの接合部を力のかかり方に応じた金物でしっかり補強する。

□基礎の補強

- ・鉄筋コンクリート基礎にひび割れがある場合は、補修をする。
- ・無筋コンクリート造基礎は、鉄筋コンクリート造基礎に作り変えるか抱き合わせて補強する。

□水平構面（床・屋根）の補強

- ・屋根や床などを構造用合板や火打ち梁等を設置して補強する。

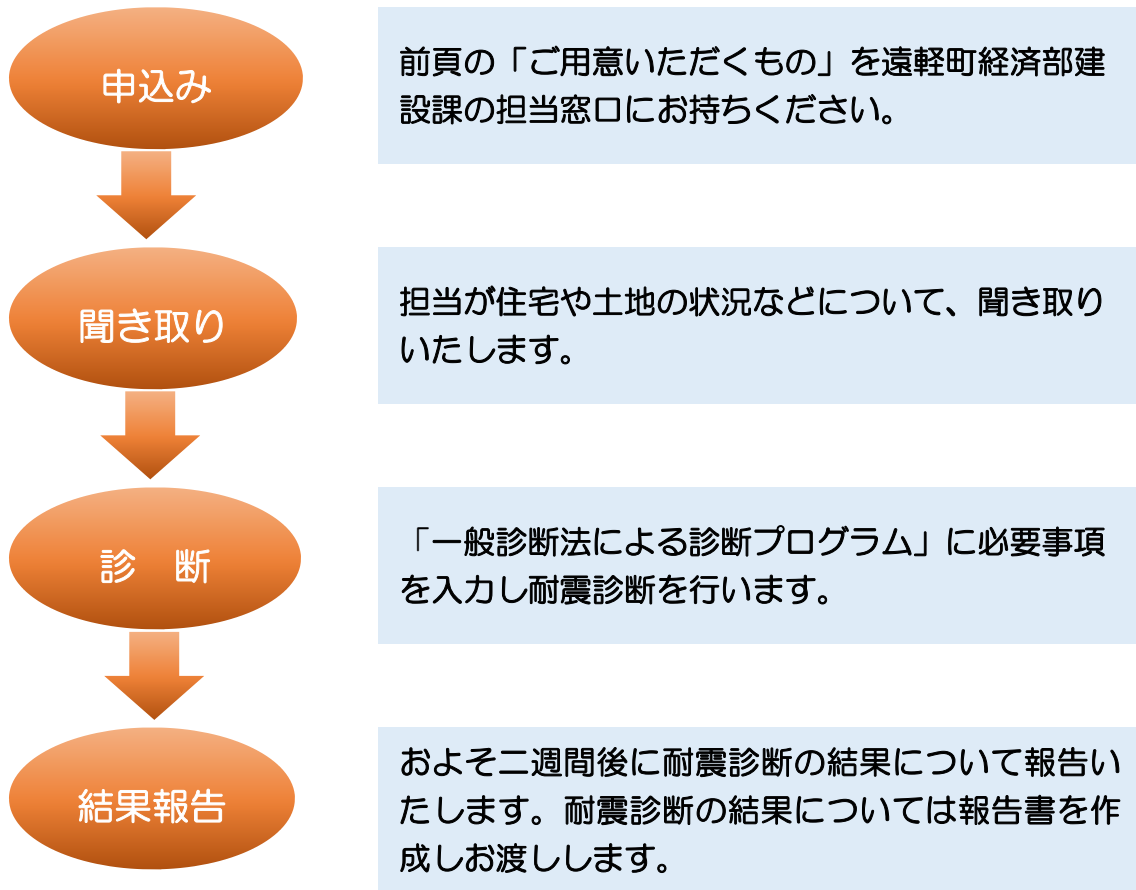
□劣化部材の補修

- ・雨漏りや湿気、腐朽やシロアリなどの被害による木材の劣化部を補修・補強する。

□住宅の軽量化

- ・重い屋根を軽い屋根に変更したり、外壁仕上げ材を軽い材料にする。

申込みから耐震診断までの流れ



診断結果は、4段階で評価されます

総合評価	判定
1.5 以上	倒壊しない。
1.0~1.5 未満	一応倒壊しない
0.7~1.0 未満	倒壊する可能性がある。
0.7 未満	倒壊する可能性が高い。

【申し込み先・ご相談】

遠軽町役場 建設課 建築担当 TEL 0158-42-4817
遠軽町1条通北3丁目1番地1